

# 平成20年第1回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平20年3月11日 午前10時00分

---

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（14名）

1番 高畑広視    2番 宮崎昌宗    3番 峯 新一    4番 三田敏和  
5番 安元慶彦    6番 大山 晃    7番 中 宏    8番 増矢年克  
9番 茂呂孝志    10番 古野啓藏    11番 福島文博    12番 亀頭寿太郎  
13番 坪根秀介    14番 村上正弘

欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 鶴田忠良・ 教育長 小林正文・ 副町長 黒岩一文

収入役 奥野勝利・ 総務課長 友岡みどり

企画情報課長 矢野洋一・ 税務課長 小川正知・ 住民課長 廣崎誠治

健康福祉課長 末松克美・ 産業振興課長 川口 彰・ 建設課長 古原典幸

教務課長 福本豊彦・ 総合窓口課長 末吉秋雄・ 総務係長 尾崎幸光

---

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 中 豊

## ○議事日程

平成20年第1回定例会議事日程（1日目）

平成20年3月11日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 報告第 1号 平成20事業年度上毛町土地開発公社事業計画及び予算について
- 日程第 6 議案第 1号 平成19年度上毛町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 7 議案第 2号 平成19年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第 3号 平成19年度上毛町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 4号 平成19年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第 5号 平成19年度上毛町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第 6号 上毛町外一市財産組合の解散について
- 日程第12 議案第 7号 上毛町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 8号 上毛町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 9号 上毛町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 上毛町公民館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 上毛町立小学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 上毛町大平支所庁舎の開放に関する条例の一部を改正す

る条例について

- 日程第19 議案第14号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第15号 上毛町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第16号 上毛町母子家庭等医療費の支給に関する条例並びに上毛町国民健康保険直営診療所使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第17号 上毛町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第18号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第19号 上毛町集団営農用機械条例を廃止する条例について
- 日程第25 議案第20号 平成20年度上毛町一般会計予算
- 日程第26 議案第21号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第22号 平成20年度上毛町老人保健特別会計予算
- 日程第28 議案第23号 平成20年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第24号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 日程第30 議案第25号 平成20年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第31 議案第26号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第27号 平成20年度上毛町奨学資金特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 平成20年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第34 議案第29号 指定管理者の指定について（さざんか荘、たいへい苑）
- 日程第35 議案第30号 大分県中津市と福岡県上毛町との学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約を変更する協議について
- 日程第36 議案第31号 町道路線の廃止について
- 日程第37 議案第32号 町道路線の変更について
- 日程第38 議案第33号 町道路線の認定について
- 日程第39 発議第1号 道路特定財源の確保に関する意見書

○ 会 議 の 経 過 （初日）

開議 午前10時00分

○議長（村上正弘君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。一礼して御着席願います。

ただいまの出席議員は全員です。ただいまから平成20年第1回上毛町議会定例会を開催いたします。

本日の会議を開く前に、先般開催されました福岡県町村議会議長会定例総会において、茂呂議員が、長年にわたり議員活動の功績が認められ、全国町村議会議長並びに福岡県町村議会議長から自治功労表彰を受けられましたので、ただいまから全国町村議会議長表彰の伝達を行います。

茂呂議員、前にお進みください。

（表彰状の伝達）

○議長（村上正弘君）これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

○議長（村上正弘君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、13番 坪根議員、1番 高畑議員を指名します。

---

○議長（村上正弘君）日程第2、会期の決定を議題とします。

今期定例会の運営について議会運営委員会委員長に審議をお願いしたところ、3月7日に委員会を開催していただきまして、本定例会の会期を本日から21日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員長の答申のとおり、本日から21日までの11日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から21日までの11日間とすることに決定しました。

---

○議長（村上正弘君）日程第3、諸般の報告を行います。

今期定例会に提出された議案は、町長から諮問1件、報告1件、条例13件、予算

14件、その他6件の計35議案と、議員から提出された発議1件を合わせた36議案であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。

お手元に配付の会期日程表（案）をごらんください。

本日の会議では、議案を一括上程し、町長提案案件については提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。ただし、諮問1号、報告第1号の受理並びに議案第1号から議案第6号までの8議案については、本日審議・採決を行い、残りの27議案は後でお諮りしまして、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆さんにお願いいたしますが、本日審議・採決を予定している8議案に対する質疑は、後の議案内容の説明に対する質疑にあわせて行っていただきますようお願いいたします。

なお、議員から提出された発議1件については、提出者の趣旨説明を受けて質疑を行った後、所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。

3月14、15日に本会議を開催し、一般質問を行う予定ですが、14日に一般質問が全部終了すれば、15日は休会といたします。

3月17日を文教・厚生常任委員会、3月18日を総務・産業・建設委員会の開催日にいたしたいと思います。

3月21日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論・採決を行います。

ただいま報告しました議案の運営事項については、議会運営委員会に諮問し、決定を受けておりますので、御報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席をいただいております。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（村上正弘君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略をいたします。

日程第4諮問第1号、日程第5報告第1号、日程第6議案第1号、日程第7議案第2号、日程第8議案第3号、日程第9議案第4号、日程第10議案第5号、日程第1

1 議案第6号、日程第12議案第7号、日程第13議案第8号、日程第14議案第9号、日程第15議案第10号、日程第16議案第11号、日程第17議案第12号、日程第18議案第13号、日程第19議案第14号、日程第20議案第15号、日程第21議案第16号、日程第22議案第17号、日程第23議案第18号、日程第24議案第19号、日程第25議案第20号、日程第26議案第21号、日程第27議案第22号、日程第28議案第23号、日程第29議案第24号、日程第30議案第25号、日程第31議案第26号、日程第32議案第27号、日程第33議案第28号、日程第34議案第29号、日程第35議案第30号、日程第36議案第31号、日程第37議案第32号、日程第38議案第33号、以上、35件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（鶴田忠良君）皆さん、おはようございます。

それでは、提案理由を申し上げますが、あわせて所信の一端を述べさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

本日ここに平成20年第1回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私にわたり御多忙中のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、世界的視点から我が国を見ますと、各国が国益最優先の政治体制を整え、力を誇示し、潤沢な資金を利用した政府マネーまでも海外進出を展開、拡大する経済政策の中であって、一体日本は安泰なのかと、道路特定財源を含め、国内問題とあわせ、国際の現状に切歯扼腕するとともに、危惧、懸念を禁じ得ない今日であります。その日本経済は、米国のサブプライムローン問題に関連する金融市場の混乱や、原油価格、物価の高騰等による影響で、先行きは全く不透明であり、株価下落等もあって景気の回復は長期を要するとの意見が目立ち、中小企業の多い地方経済は一段と低迷を続けることとなり、都市と地方との格差がますます広がっていくと予測されます。

平成20年度の国の財政は、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係費の増大や公債費が高い水準を維持することとなり、依然として大幅な財源不足が生じると見込まれております。そうした中、国の示す地方財政計画は、規模の抑制を行う一方、喫緊の課題である地方再生に向けた自主的、主体的な地域活性化施策の充実等に対処するため、地方交付税及び一般財源を確保することを基本として、新たに地方再生対策費を創設し、合併市町村には新しいまちづく

りの財源を確保し配分することといたしております。

しかしながら、依然として厳しい財政環境には変わりなく、本町におきましても、保健、福祉、医療などの行政需要が増大する反面、不安定な税収や特別支援の交付税の減少などにより、安定的な財源の確保が一層困難になると予測されることから、これまでの行政運営のさらなる見直しや聖域なき行財政改革に取り組む必要が生じております。また、多様化する住民サービスなどの行政需要にいかに対応するかも大きな課題となっており、一昨年策定いたしました行政改革大綱や財政健全化計画に沿って衆知を集め、創意工夫を凝らし、課題解決を図りながら健全な財政運営に努めてまいりたいと存じております。

新年度におきましては、総合計画で掲げております基本目標を達成するため、昨年と同様、三つの重点施策であります行政改革、産業振興、少子高齢化対策の着実な実行に努めるため、徹底した事業の選択と集中化を図り、予算編成を行ったところであります。また、長年の懸案事項でありました大平楽を含む大池公園施設の指定管理者「森の風」との基本協定は、調印式を2月27日に滞りなく終了し、いよいよ民間活力を導入した経営が展開され、地域経済の着実な進展に寄与するものと期待をしているところであります。

今後も地域活性化の大きな原動力となる民間の経済活動促進の取り組みに加えて、町民の積極的なまちづくり活動にも着実な進展を図り、他方では東九州自動車道の整備を本町発展に大きな効果をもたらす事業と位置づけ、早期完成を目指し国や県に対して一層の働きかけを行い、人も産業も活力にあふれ、安全、安心に暮らせる元気な上毛町を目標に、全力を傾注してまいり所存であります。議員各位におかれましても、今まで以上の御支援、御協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。平成20年度の特化した施策につきましては、会計別予算の中で明らかにしたいと存じておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案いたしました案件は、人事案件1件、報告1件、補正予算案5件、条例案13件、当初予算案9件、その他6件の計35案件であります。順次説明をさせていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。緒方武雄氏の任期が平成20年6月30日で満了することに伴い、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について精通している緒方氏を再度推薦いたしたく、議会の御意見を求めるもので

あります。

報告第1号 平成20事業年度上毛町土地開発公社事業計画及び予算について。土地開発公社として地域経済の活性化、雇用の創出のため、引き続き企業誘致を図っていくための調査活動を行う事業計画並びにその所要経費の予算65万円であります。

2月25日の開発公社役員会において御承認をいただいておりますので、あわせて御報告いたすものであります。

議案第1号 平成19年度上毛町一般会計補正予算(第6号)について。今回の補正額は830万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額47億1,536万7,000円であります。全般的には、歳出抑制を図り経費節減に努めてまいりました結果、執行残を計上するものであります。

歳出では、総務費で新吉富・旧唐原保育所駐車場整備工事費の執行残480万円と、新たに職員1名の退職者が出たため、その退職手当特別負担金681万円。支所管理費で、電気料の不用額130万円等であります。

民生費では、国保特別会計並びに診療所特別会計において収入不足が生じたので、その財源補てん措置として支出金2,570万円、後期高齢者制度が新たに創設されたことにより、そのシステム化を図っておりましたが、政局により保険者負担割合が現行制度と同率での延長が決定されたことに伴い、歳出の変更が余儀なくされたため、その関係費用126万円。障害者福祉費として、旧施設支援費等不用額700万円、国県支出金事業費等による還付金803万円であります。また、児童福祉費として、市立保育所入所人員の増加に伴い、その運営費所要見込み額285万円、保育所解体工事費執行残490万円の減等であります。

衛生費の中で、下水道整備費では浄化槽設置事業が当初計画しておりました申し込み件数に到達できず、1,078万円の不用見込み額が生じてまいりました。

農林水産業費では、町有林工事の執行残による不用額170万円。

土木費では、合併による町道の路線等の見直しを図ったことにより、道路台帳整備業務委託料の節減となった不用額330万円、住宅新築資金等特別会計繰出金として償還金の滞納による収入不足額239万円の追加計上を行っております。

教育費では、げんきの杜駐車場整備事業執行残として469万円の減。

諸支出金では、財政負担が見込まれております減債基金の積立金として7,000万円を計上いたしております。

歳入につきましては、地方交付税が新型交付税制度の導入等により、当初見込んでいた交付額より増額交付されたことに伴い、基金取り崩しを極力削減いたし、執行残による保有財源等の変更をいたした予算編成となっております。

議案第2号 平成19年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。補正予算額589万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額10億2,793万1,000円であります。

一般被保険者療養費が増嵩したことにより、給費所要見込み額と執行残による減額が歳出の主なものであります。

歳入につきましては、被保険者負担を軽減したことにより国保税が大幅な減収となり、収入不足が見込まれますので、一般会計より繰り入れによって補てん措置を行った内容となっております。

議案第3号 平成19年度上毛町老人保健特別会計補正予算（第2号）について。補正予算額3,881万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額12億3,087万4,000円であります。

老人保健対象者として75歳以上が増加することに伴い、医療費の増嵩を予測しておりましたが、医療給付費の伸びが低かったことにより減額するものであります。

議案第4号 平成19年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第4号）について。補正予算額182万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額6,894万4,000円であります。

経費節減による執行残が主であります。患者数が対現年比26.4%の減となり、診療収入が大幅に減収となりましたので、財源不足額を一般会計より繰り入れ補てんした予算であります。

議案第5号 平成19年度上毛町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）について。貸付金による償還金の収納率は約10.9%と、依然として回収が困難な状況にあり、一般会計より239万4,000円の繰り入れにより歳入不足額を補てんした予算となっております。今後とも滞納者につきましては厳しく徴収活動を行い、償還金の回収に努めてまいる所存であります。

議案第6号 上毛町外一市財産組合の解散について。本町と豊前市で構成する財産組合では、共有する山林管理等を県公造林としてすべて県にゆだねており、管理団体としての機能を活用することなく今日に至っておりますので、今回、解散により事

務の簡素化を図ったものであります。2月19日、財産組合議会において協議が調ったことをあわせて御報告いたします。

議案第7号 上毛町課設置条例の一部を改正する条例について。新たな制度改正と、福岡県準都市計画の導入等により、関係課の事務分掌追加と改正を行うものであります。

議案第8号 上毛町監査委員条例の一部を改正する条例について。財政健全化法に基づく地方公共団体の新しい財政再建制度が整備されたことにより、財政指標に関し監査委員の審査に付することが定められたことにより、それに準じて条例を改正するものであります。

議案第9号 上毛町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について。学校基本法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条番号を改正するものであります。

議案第10号 上毛町公民館条例等の一部を改正する条例から、議案第13号 上毛町大平支所庁舎の開放に関する条例の一部を改正する条例の4議案については、行政改革大綱の中で、使用料について受益と負担の均衡を考慮し、負担の見直しを指摘されておりますので、今回、公共施設の使用料の適正化を図るため、条例改正を行うものであります。

議案第14号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の制定について。後期高齢者医療制度が今年4月より開始されることに伴い、保険料の徴収、申請手続等の事務処理業務を定め、適正に遂行するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第15号 上毛町特別会計条例の一部を改正する条例について。後期高齢者医療事業が開始されることに伴い、特定の事業として一般会計と区分し経理する必要がありますので、新たに特別会計を設置するための条例改正であります。

議案第16号 上毛町母子家庭等医療費の支給に関する条例並びに上毛町国民健康保険直営診療所使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例について。健康保険法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条文中の法律名称を改正するものであります。

議案第17号 上毛町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について。後期高齢者医療制度施行に伴い、重度心身障害者医療費支給制度にも反映されることとなり、その関係条文を改正するものであります。

議案第18号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。平成20年度から医療保険の財政健全化を目的とした新制度が開始され、医療保険者に対し特定健診、特定保健指導が義務化され、運動習慣化等に取り組み、医療費の軽減を図っていくための関係条文と、葬祭費の引き上げを行った条例改正であります。

議案第19号 上毛町集団営農用機械条例を廃止する条例について。本町では農業対策の一環として、集落営農組織活動を推進しているところでありますが、現在、貸し付け対象農機具は耐用年数が経過し、老朽化により利用価値が低下したため、今回、農機具を処分することにより本条例を廃止するものであります。

議案第20号 平成20年度上毛町一般会計予算について。予算総額45億570万円で、対前年比0.2%の減と、昨年度とほぼ同規模の予算となっております。

普通会計性質別歳出状況につきましては、義務的経費が23億405万4,000円で構成比51.2%。投資的経費4億534万1,000円で構成比8.9%。物件費とその他で18億2,533万6,000円で、構成比39.9%であります。

20年度予算につきましては、昨年度に引き続き最重点施策として、行財政改革、産業振興、少子高齢化対策等を掲げ、めり張りをつけた予算編成を行ってまいりました。

上毛町が施行し、はや3周年を迎えようとしております。これまで旧2村の歴史、文化、意見の相違、状況の格差等の課題に対し、一元化に向け全力で取り組んでまいりました結果、ようやく円滑に行政運営が進められる基盤が構築され、将来の飛躍への手ごたえを感じているところであります。これもひとえに議員各位並びに町民の皆さんの御理解、御支援、御協力を得たことによるものと、心より感謝をいたしておるところでございます。今後はさらなる行政能力を高めるよう、鋭意努力してまいり所存であります。この記念すべき年として、ささやかではありますが、3周年記念式典並びに上毛町音頭の作成等の事業を実施し、町民とともに祝いたいと考え、予算に反映いたしております。

また、町政発展のための新たな土台づくりとなるコミュニティー計画により、住民の力を地域資源として位置づけ、自分たちの地域はみずからの力で活性化に向けて取り組んでいただき、町民と行政との協働を進めながら、地域やグループ活動に対し積極的な支援をするための補助制度の創設、本町の将来を見据えたまちづくりを効率的、効果的に推進するため、これまでの行政運営の対応を行政改革大綱及び集中改革プラ

ンに基づき、可能なものから段階的に見直しを図ってまいりたいと考えております。

その1弾として、民間で可能な業務は民間にゆだね、行政組織、機能のスリム化を図るため、給食業務を、食の安全性を確保することを条件として民間委託の導入を開始することといたしております。

産業振興といたしましては、地産地消農産物として優位な生産を確保し、農業所得の向上、農村地域の活性化、魅力ある地域づくりへ結びつけるため、本町農産物のブランド化を推進するとともに、町の推進作物の栽培農家の経営安定を図るため、価格下落に対応するための事業費並びに農地の基盤整備事業として、尻高地区10.4ヘクタールを昨年に引き続き継続事業として実施し、優良農地が拡大されることとなっております。また、20年度の福岡県で導入されます森林環境税を財源として事業展開される荒廃森林保全対策のための調査を実施いたすことといたしております。

少子高齢化対策としては、妊娠健診の公費負担回数を5回に増加し、妊婦の経済的な負担軽減を図るとともに、受診率の向上により、安全な出産に向けた支援をしてまいりたいと思います。

さらに、若者を中心としたはしかの流行を受け、中学生と高校生を対象に2回目の予防接種を実施し、免疫を高め、流行を抑制するための措置を講ずることといたしております。

次に、教育の振興であります。社会教育事業として地域の人材発掘を行った上で、生涯学習事業や総合型地域スポーツの振興を、地域と一体となり活動するための準備を進めているところでありますが、一方、行財政改革大綱に基づき、公共施設の見直しの一環として、多目的運動広場、健康増進施設を指定管理者に管理委託、旧東上小学校講堂を地元集会所として移管することに伴い、地域住民の利便性を考慮し、改修するための実施計画並びに、築上東中学校校舎耐震診断結果により補強が指摘されましたので、その耐震補強実施計画を行い、安全な教育環境整備を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上、主な施策を申し上げましたが、本予算に対する歳入は、国県支出金5億4,752万5,000円、町債4億6,000万円、一般財源として町税等で31億1,397万6,000円、その他4億3,549万9,000円のうち財源不足補てん措置といたしまして基金を3億5,535万1,000円取り崩し、充当した予算編成となっております。

今後はさらなる経常経費の削減を図り、コンパクトでも機能の充実した組織づくりを目指し、邁進する所存であります。

議案第21号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計予算について。歳入歳出予算総額9億1,937万5,000円で、対前年度比マイナス7.2%、金額として7,140万1,000円の減額予算となっております。20年度より後期高齢者医療制度創設により、老人保健拠出金がほぼ削減されたことに伴い、本会計の負担軽減となったものであります。また、特定健診が新たに実施されることにより、生活習慣予防の健診、保健指導を行い、被保険者の健康づくりを支援していく措置を講じた予算となっております。

議案第22号 平成20年度上毛町老人保健特別会計予算について。歳入歳出予算総額1億1,332万円で、対前年度比マイナス91%で11億5,114万2,000円の大幅な減額予算であります。後期高齢者医療制度に移行されることにより、20年3月診療分までの医療給付費は、過誤調整等の処理によるための予算が主なものであります。

議案第23号 平成20年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算について。予算総額1億3,054万4,000円であります。75歳以上の高齢者世代と現役世代の負担割合の公平化を目指し、後期高齢者の保険料、現役世代からの支援及び公費を財源とする新たな制度が開始されることとなりますが、県下全市町村が加入する広域連合が、財政運営、保険料の賦課等を行い、市町村においては被保険者の不便を避けるため、窓口業務や保険料の徴収事務等を行うため、その所要費用を計上したものであります。

議案第24号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計予算について。予算総額750万8,000円で、対前年度比9.0%の増となっております。病後児保育事業を受託することに伴う看護師の賃金並びに、巡回バス見直しにより患者用の送迎バスを新たに運行するための費用が要因であります。

議案第25号 平成20年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算について。予算総額6,004万4,000円で、対前年度比7.9%の増額予算となっております。

資本的支出の中の建設事業債元金償還が一部据置期間終了により増額となったものでありますが、処理施設等管理費2,090万1,000円、建設事業債元利償還金2,894万3,000円が主な歳出であります。

歳入につきましては、使用料223戸分の収入を見込んでおり、一般会計からの繰入金2,142万6,000円を充当した予算となっております。

議案第26号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計予算について。予算総額7,109万3,000円で、対前年度比2.5%の増額予算となっております。水道企業団への受水費2,174万1,000円、建設事業債償還金2,983万6,000円が主な歳出であります。給水収入といたしましては3,563万4,000円見込んでおり、一般会計からの繰入金3,529万2,000円を充当いたしたのとなっております。

議案第27号 平成20年度上毛町奨学資金特別会計予算について。予算総額936万円で、対前年度比3.3%の増となっております。貸し付け対象者は大学生、継続者が14名・新規大学生7名、高校生、継続者が1名・新規高校生1名の、計23名の貸付金が主なものであります。償還金につきましては順調に推移していますことをあわせて御報告いたします。

議案第28号 平成20年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算について。予算総額482万1,000円で、対前年度比13.1%の減となっております。貸付事業債の償還が主な歳出であります。起債償還額の一部が完了したことによる減額が主な要因であります。

議案第29号 指定管理者の指定について（さざんか荘、たいへい苑）の件でございますが、デイサービスセンターさざんか荘と特別養護老人ホームたいへい苑の2施設の管理業務を、行政との良好な関係にあります上毛町社会福祉協議会に指定管理者として指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

議案第30号 大分県中津市と福岡県上毛町との学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約を変更する協議について。学校基本法の一部改正に伴い、それに準じて条番号を改正する変更規約につきまして、協議をお願いするものであります。

議案第31号 町道路線の廃止について、議案第32号 町道路線の変更について、議案第33号 町道路線の認定についての3議案につきましては、圃場整備地区における換地処分登記が完了したことに伴い、路線の見直しと県道新吉富豊前線拡幅工事における起点の変更を行うため、議会の議決をお願いするものであります。

以上、概略御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御可決をくださいますようお願いを申し上げます。まこ

とに申しわけなかったわけですが、提案理由の説明とさせていただきます。  
どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（村上正弘君）提案理由の説明が終わりました。これから、提案理由に対する総括質疑を行います。前にも述べましたが、本日審議する案件に対する質疑は、議案内容の説明の際に行っていただきますように御協力をお願いをいたします。

それでは、提案理由に対する総括質疑を行います。質疑ありませんか。  
安元議員。

○5番（安元慶彦君）ただいまの町長の提案理由の説明の前段の中で、国が平成20年度で創設しました地方再生交付金の関係でございますけども、たしか福岡県にその分が71億円というふうにちょっと記憶しておりますけど、そういったものがこの予算に反映されているのかどうか、それとも後を追ってこの町にそういったものが交付されてくるのか、そこら辺をひとつ。

○議長（村上正弘君）町長。

○町長（鶴田忠良君）この予算措置でございますけども、御存じのように、東京都あるいは神奈川県等の財政豊かな地方自治体の分をそうでない部分に充当させていただくというのが、もともとの話だったと思うわけでございますけども、というようなことを考えますと、今後そういうことが行われるかどうかというのは、お互いの地方自治体の駆け引き、綱引きもあろうかと思しますので、私個人の意見といたしましては、来年度も引き続いて行われるかなという心配はございますけども、できれば今後とも引き続いて交付していただきたいというふうにも考えているところでございます。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）まず11ページですが、町民税。個人が少し減っていますが、平成20年度で定率減税がなくなると思います。個人住民税が減った理由と、固定資産税が少しふえていますなぜなのか。

それから地方交付税ですが、基本方針では微増と予測していますが、平成19年度と比べると少し減額のようにありますが、この理由をお尋ねします。

それから、給食調理員の雇用の問題について伺います。説明でもありましたけれども、なぜ直接雇用をやめて業務委託に対応するのか。それから、直接雇用と業務委託では給食職員の確保にそれぞれ幾らの予算が必要となったのか。行政改革といいながら

ら、私の試算では大幅に業務委託のほうが高くなっているように思えるのでお尋ねします。

それから、給食調理員の健康診断、検便検査などはどこが行うのか。それから、調理施設、設備、食材の確保はだれが責任を持って行うのか。業務の指揮命令はだれが行うのか。食育観点から見ると私は問題ではないかと思いますが、この点についてどのようなお考えなのか伺いたします。

○議長（村上正弘君）町長。

○町長（鶴田忠良君）細かい件数の問題につきましては、担当課長のほうに説明をいたさせますが、保育所の問題につきましては、先ほど御指摘のように行財政改革の一端であるということでございます。そして細かい部分につきましては、協定の中で十分論議をし、職員の雇用につきましても、あるいは財政の問題につきましても遺漏のないように、お互い協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）町税の御質問ですが、後ほど補正予算の中で答弁をさせていただきますと思います。

地方交付税の減額理由でございますが、御承知のように、交付税、交付をすべて予算に計上しているわけではございません。歳出に係る財源として充当しているだけでございますので、減額になったという理由ではございません。

それから給食調理員の雇用につきましては、後ほど全員協議会で具体的に御説明をさせていただきますと思っておりますが、議長、どういたしましょうか。これは本日。

○議長（村上正弘君）はい、そのようにしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、町長の提案理由に対する質疑を終了します。

---

○議長（村上正弘君）日程第39、発議第1号 道路特定財源の確保に関する意見書についてを議題といたします。

提出者に趣旨説明を求めます。

三田議員。

○4番（三田敏和君）それでは、道路特定財源の確保に関する意見書ということで説明

をいたします。

道路は、地域の活性化はもとより、教育、医療、福祉などの生活環境の向上を図る上で最も基本的なインフラであります。その整備には住民から強い期待が寄せられているところであります。本町では、平成19年3月に策定した第1次上毛町総合計画において、安全、安心で暮らしやすい町をつくるために、道路交通環境の充実を図るとしております。また、東九州自動車道に関連してスマートインターチェンジの設置を伴うものとして、道路整備連携や既存の幹線道路とのネットワーク形成には、本町の将来の発展のために積極的に取り組むべき課題であります。また、現在改良工事を行っています主要地方道路吉富本耶馬溪線や町道下田井野路線、下野路線ですね、あるいは国道10号線の4車線化等は、一日も早い完成が期待されているところであります。さらに改良や舗装などが必要な生活道路はまだ多数存在しておりまして、そういうことに関しましても、維持修繕費の増大が見込まれているところであります。

こういう中で現行の道路特定財源の暫定税率を維持する等の措置を講じられない場合は、本町を初めとする地方の道路整備は深刻な停滞をするというふうなことが予測されております。そういうことにおきまして、ぜひ地方自治法第99条の規定により、意見書をもって強く財源確保に要請をしたいというふうに思っております。

以上、説明を終わります。

○議長（村上正弘君）三田議員の趣旨説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）提出者は、地元道路整備を進めるため、道路整備の財源が必要だと言っていますが、私もその点については賛同します。しかし、道路特定財源は使い道が道路整備だけに限られる税金で、1954年、道路整備5カ年計画で始まり、その財源として揮発油税が道路整備のため特定財源とされました。当時は国道、県道の舗装率が5%以下で、整備を急ぐために安定した財源が必要だったとの理由でした。74年よりガソリン税など2年間の特別措置として、本来の税率より上乗せした税率、暫定税率が課せられました。ところが、暫定といいながら5カ年計画の期限が来るとに延長され、今日まで30年以上も続けられています。

そこで提出者に伺います。福祉、教育の予算を切り詰められている今現在、酒税はアルコール中毒対策目的税ではありません。たばこ税も肺がん対策の目的税ではありません。

ません。固定資産税も耐震強度の目的税ではありません。税制は一般財源化が基本と私は思っています。教育や福祉には特別扱いがない。なぜ道路だけを特別扱いするのか、これが1点です。

それから、これまで特定財源で道路をつくり、無駄な道路が多くつくられてきました。例えば本州と四国を結ぶ3本のかげ橋、今回もまた和歌山県から淡路島に巨大な橋をかけようとしています。東京湾に道路をつくりました。また新たに第2の道路をつくらうとしています。このような道路が全国で6カ所つくられようとしています。これを無駄と考えないのかどうか、お尋ねします。

3点目に、高規格幹線道、高速自動車国道と一般国道自動車専用道路を、2005年の道路公団民営化で9,342キロに限りて整備することになりました。当時の小泉首相は、9,342キロ以上は白紙でありますと述べています。ところが、道路中期計画では重点方針として高規格幹線道路を1万4,000キロにしました。当時の首相の白紙発言さえ取り消して整備が必要とされた高規格道路1万4,000キロの必要があると思うのであれば、根拠はどこにあるのかお尋ねします。

以上3点、明確に答弁を求めます。

○議長（村上正弘君） 三田議員。

○4番（三田敏和君） 私も一般財源化ということに関しましては、今、国のほうでいろいろ審議をされており、どういうふうになるか先行きは推移を見守っているところでございますが、今の枠組み上、やっぱりこの地域において道路をつくる必要が十分あるというふうに考えておりますので、今の枠組み上では、ぜひ道路の財源を確保してほしいということは要請したいと思っております。

それから、四国や要らない道路が6カ所あると言われましたかね。確かにその地域においても、こういう道路がなぜ必要だったのかというような住民の声は聞くところがありますが、まず、この地域においてはぜひ必要な道路だというふうに思っております。まだ、今まで何十年かけて、30年でしたかね、かけて、特定財源税率を上乗せしてきたわけですが、中央の道路がずっと整備されてきて、やっとこの地域の道路を整備せないかんという時期に、我々のところをとらまえても、道路をきちっと整備する、新規につくるというのは必要だろうと。いろんな面に関しましてもそういうふうに思っておりますので、そういう面では、確かに見直しをしておかないといけないところもあるんでしょうが、この地域に限っていえば必要だというふうに思っており

まして、意見書を出したいというふうに思っています。

それから、高規格道路の9,342キロでしたかね、それが1万4,000。まあ、この10年で59兆円かかるというふうに見込まれておるわけですが、確かに見直しは必要だと思うんですが、先ほどから言いますように、我々の地域として、県議会も含めて、12月に県議会、この意見書を出しておりますし、近隣、特に先ほど話がありましたように、東九州自動車道のスマートチェンジがようやくできそうな状況にある中で、できるまでまだ7年というふうに言われている中で、ぜひこの道路として、生活道路を含めて、またいろんな産業の発展も含めて、ぜひ必要だろうと思っておりますので、見直しをせないかんとことはあると思っておりますが、ぜひその辺については個々の実情というふうに考えていただきたいと思っております。

○議長（村上正弘君） 茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君） 提出者も見直しをする必要があるということをおっしゃいました。提出して見直しがあるということは、無駄な道路があるというふうに、私は今、受け取ったわけですがね。その点をお尋ねしたいんですね。

例えば、お聞きしますけれども、東京湾につくった道路ですね。当時、たしかこれが1兆円だったと思います。そして、余り通らないんですよ。それで通行料を値下げしたと。でも通らない。そういう状態で、非常に採算ベースに乗らないという状況であります。そして、そういう道路がですね、今度は和歌山から淡路島、ああいうところは風が強いし、潮の流れが激しいから、さらに強度を強くしなくてはいけないので、東京湾の道路よりもかなり金がかかると。そうしたら採算ベースに乗るのかどうか、この道路が必要かどうかなのか、これをお尋ねします。それから、四国と本州に3本、今かけています。これも不必要だと。なぜあんなにかけるのかということでもありますけれども、またかけると。こういう状態ですよ。そのほかに4カ所ありますけれども、本当に必要かどうかお尋ねします。

それから、私が質問したのは、道路だけに特別扱いして、何で福祉、教育にこういう特別扱いをしないのか。これはどんどんどんどん切り詰めているんですよ。そして、今言われたように、今度は1万4,000キロつくる。当時の小泉首相は、9,342キロ、これ以上は白紙だと言われました。この差は何かというと、国会でもいろいろやっても根拠はないんですよ。何かというとね、さっき言われたように、10年間で59兆円の予算が来ると。これは特定財源ですから59兆円の予算があるんですよ。

これを使い切るためにやったんじゃないですか。私はそう思うんですが、提出者にお尋ねします。

○議長（村上正弘君）三田議員。

○4番（三田敏和君）茂呂議員がわからないこともですね、私もある意味では、調査しないのでわかりません、はっきりその辺はですね。はい、わかりません。でも、この地域に限定すれば、ぜひ必要な道路ということで、ぜひそのことを考えていただいて、慎重な審議をよろしくお願ひしたいと思っています。

それから一般財源につきましては、今、国では一般財源化というようなことで、いろんな形で話がありますが、結局その枠組みが決まった後、ぜひそれはすべきということで、今必要な道路をつくる金は、一般財源にしても必要なわけですから、そういうことを考えていただいて、ぜひ御同意いただきますようによろしくお願ひします。

○議長（村上正弘君）ほか、ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、三田議員の趣旨説明に対する質疑を終了します。

これから、本日採決する議案の上程を行います。

---

○議長（村上正弘君）日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。議案内容の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君）それでは、朗読でかえさせていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦する。

平成20年3月11日提出。上毛町長、鶴田忠良。

氏名といたしまして、緒方武雄さん。生年月日、昭和9年8月9日生まれ。上毛町大字安雲366番地3の住所でございます。

理由といたしまして、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

履歴書を次のページでつけてございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君) 人権擁護委員の負担金が、平成20年度16万計上されています。恐らく推薦されればここに参加すると思います。この協議会に参加すると思います。それで、この協議会ではどのような協議が行われているのか、また負担金はどのように支出されているのか、事務局はどこにあるのかお尋ねします。

○議長(村上正弘君) 住民課長。

○住民課長(廣崎誠治君) 事務局については、行橋法務局の中の人権擁護協議会というのがございまして、人権擁護委員さんのメンバーで事務局を運営してございます。

経費については、研修会、それから人権の花運動等、各種の研修と、それから人権相談等の経費等に使われております。

○議長(村上正弘君) ありませんか。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君) 各種研修というと、どういう研修ですか。人権というのはいろいろ幅が広いですからね。どういう研修が行われているのかお尋ねします。

○議長(村上正弘君) どうぞ。

○5番(安元慶彦君) 質問の内容がですね、この方でどうかということですが、私はこの質問がですね、どういう活動をしているかというようなことは質問の内容にならんと思うんですよ。

○9番(茂呂孝志君) どういう協議をするかで、その人のあれが決まるでしょう。そういうのに長けた人と長けていない人がいますから。

○議長(村上正弘君) いや、茂呂議員、私にあんたに聞いとるんじゃないんだ。今、安元議員からそういう意見が提出されましたが、これは議題がいろいろ範囲内ということも検討されておると思いますが、一応そういうことで、茂呂議員の質問がありましたので、その点について回答を求めます。

どうぞ。

○住民課長(廣崎誠治君) 研修会等については、先ほど申したとおりでございまして、あとは人権擁護委員さんが県に行くときの旅費とか、そういうふうなので使われております。人権擁護委員さんについては無報酬でございまして、こういう経費でやるという形になっています。それから、候補者の推薦に当たっては、人格、識見高い人を

選んでという形で、教育者等を選ぶようになっておりますので、緒方先生については、元学校長という形で2期勤められておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（村上正弘君）ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については原案に同意することに決しました。

---

○議長（村上正弘君）日程第5、報告第1号 平成20事業年度上毛町土地開発公社事業計画及び予算についてを議題といたします。議案内容の説明を求めます。

企画情報課長。

○企画情報課長（矢野洋一君）それでは、朗読いたしまして報告にかえさせていただきます。

報告第1号 平成20事業年度上毛町土地開発公社事業計画及び予算について。

平成20事業年度上毛町土地開発公社事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成20年3月11日提出。上毛町長、鶴田忠良。

1枚おめくりをいただきたいと思ひます。平成20事業年度上毛町土地開発公社事業計画でございます。要約いたしますと、北部九州自動車150万台生産拠点構想によって、京築地域においてもそういった企業活動が一層活性化しているということでございます。それから、中津市に平成17年に進出いたしましたダイハツ九州の第2工場が、19年、昨年12月に完成いたしまして、生産能力を拡大しているということで、さらに苅田町におきましてもトヨタ自動車九州のエンジン工場の進出がござ

いまして、今後、上毛町周辺地域でもそういった需要が高まってくるだろうというふうに考えられております。上毛町内におきましても、既存自動車部品製造企業による工場用地の拡大の検討の動きがあるということでございます。当公社といたしましては、上毛町からの工業団地取得事業の委託があった場合には、速やかな適地検討と事業計画の策定に着手するというようになっております。そういう内容で、今回の事業計画を行っております。

続きまして、予算の関係でございますが、1枚おめくりいただきます。平成20事業年度上毛町土地開発公社会計予算でございます。第1条、平成20事業年度上毛町土地開発公社会計予算は次に定めるところによる。第2条、収入支出予算の総額は収入支出それぞれ65万円と定めるところでございます。

4ページをおめくりいただきたいと思っております。総括表で説明をさせていただきます。収入の部といたしましては、事業収入で、基本財産の果実、それから受取利息及び配当金ということで2万円、それから繰越金ということで63万円を充当しております。収入合計を65万といたしております。

それから、5ページでございます。支出のほうでございます。管理費といたしまして、一般管理費で本年度予算額を34万と計上しております。その内訳につきましては、一番右側のほうに費用弁償、旅費、需用費、役務費、租税公課という形で、昨年同様の額を計上いたしております。それから、2款の事業支出でございます。先ほど事業計画の中で説明いたしましたように、既存企業の用地拡大の動きを考慮いたしまして、昨年はゼロ予算でございましたけれども、今回、事業費として旅費及び需用費を15万円計上しております。右側にその内訳が、旅費が5万円、事業費が10万円という形で計上させていただいております。それから事業外支出といたしまして1万円を一時借入金の利子、それから予備費としまして15万円を計上し、支出合計としまして65万円を計上しております。

以上が土地開発公社の予算でございます。説明を終わらせていただきます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で本件の報告を終わります。

---

○議長（村上正弘君）日程第6、議案第1号 平成19年度上毛町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）私のほうから、本予算につきまして総括的な御説明をさせていただきますまして、質疑につきましては所管課長のほうで答えさせていただきたいと思っております。

それでは、議案第1号 平成19年度上毛町一般会計補正予算（第6号）でございます。

今回の補正額は、830万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算総額それぞれ47億1,536万7,000円と定めております。それから第2条で繰越明許費、それから第3条で債務負担行為の補正を行っております。

それでは、初めに6ページをお開きください。6ページで、第2表繰越明許費ということで、今回、道路橋梁費の中で道路新設改良事業といたしまして1,050万円の繰り越しをさせていただいております。この道路改良事業につきましては、地権者等の希望によりまして今年度の買収が困難であるために、来年度に予算を移行したものでございます。

それから、7ページでございますが、第7表債務負担行為補正でございます。担い手育成基盤整備事業負担金といたしまして、唐原地区を負担行為を起こしてございましたが、事業費が新たに増嵩したことに伴いまして、限度額を増嵩したものでございます。2,383万7,000円の増ということで、限度額を1億7,300万6,000円ということで定めさせていただいております。

次に、9ページをお開きください。事項別明細書の歳出で、総括的な御説明をさせていただきますと思います。歳出合計は830万4,000円の減ということで、主にすべて経費節減を行いまして、不用額を減額補正したものでございます。

1款の議会費につきましては、補正前の額が6,970万円、補正額が89万円の減ということで、計6,881万円でございます。財源は一般財源を減額いたしております。議会費につきましては、人件費の不用額でございます。

2款の総務費6億4,174万2,000円、補正額が579万6,000円の減でござい

ざいます。計6億3,594万6,000円ということで、財源で国県支出金が121万の減、その他で53万9,000円の減、一般財源で404万7,000円の減となっております。予算計上といたしましては、退職者による特別負担金が681万4,000円、その他人件費等の不用額、それから駐車場等の整備工事費の執行残等々の減額が主なものでございます。

3款の民生費9億5,252万2,000円、補正額が272万8,000円、計の9億5,525万円となっております。国県支出金で544万1,000円の減、その他で2,994万6,000円の減、一般財源で3,811万5,000円を充当いたしております。主なものといたしましては、国保、それから診療所等の収入不足による財源繰出金ということで2,570万円、後期高齢者医療制度導入に伴う経費126万等でございます。それから、市立保育園の運営費負担金といたしまして285万円を計上したものでございます。

それから、4款衛生費4億1,343万9,000円、補正額が2,759万5,000円の減ということで、計3億8,584万4,000円でございます。財源が、国県支出金が568万4,000円の減、地方債で40万の減、その他380万8,000円の減、一般財源が1,770万3,000円の減となっております。衛生費につきましてはほとんど執行残でございます。

それから、5款の農林水産業費3億3,220万2,000円、補正額945万5,000円の減、計が3億227万7,000円。財源が国県支出金で197万4,000円、その他で1,590万2,000円の減、一般財源を842万1,000円充当いたしております。農林水産業費につきましては、ほとんどが執行残に伴う分でございます。

7款の土木費3億8,033万2,000円、補正額923万4,000円の減、計3億7,109万8,000円となっております。財源が国県支出金が950万円の減、その他で6,880万の減、一般財源を6,906万6,000円となっております。土木費につきましては、住宅新築資金特別会計、収入不足による繰出金を239万4,000円減額しております。残りは執行残ということでございますが、基金等取り崩しを当初予定しておりましたが、それを廃止して一般財源を充当したのものによる財源の変更も入っております。

8款消防費1億7,130万4,000円、補正額78万の減、計1億7,052万4,

000円となっております。消防費につきましては、ハザードマップを当初印刷するというので予算計上しておりましたが、佐井川の危険水位が今年度確定しないということで、この部分につきましては来年度に繰り越しをさせていただいて、予算といたしましては落とさせていただいております。

それから、9款の教育費でございます。3億9,695万6,000円、補正額2,048万2,000円の減、計3億7,647万4,000円で、国県支出金といたしまして1,436万1,000円、その他で1,000万円の減、一般財源で2,484万3,000円の減となっております。教育費につきましては、すべて執行残でございます。

それから、11款の公債費でございます。10億3,581万2,000円に対し補正額680万の減、計10億2,901万2,000円となっております。財源で、その他といたしまして基金を取り崩すようにしておりましたが、特交等が相当よそより増額交付がございましたので、一般財源を充当して基金は保有するというので、財源を変更させていただいております。この減額につきましては、変動利率ということで、新規起債発行額につきまして利子を若干高く見積もっておりました。それが低金利でおさまったということで減額をするものでございます。

それから、12款の諸支出金でございます。3億782万2,000円に対して補正額7,000万円、計3億7,782万2,000円でございます。一般財源として7,000万円を充当しております。これは減債基金への積み立てを行ったものでございます。

歳出合計47億2,367万1,000円、補正額830万4,000円の減、計47億1,536万7,000円となっております。財源では、特定財源国県支出金944万8,000円の減、地方債が40万円の減、その他で2億3,899万5,000円の減、一般財源といたしまして2億4,053万9,000円を充当いたしております。一般財源につきましては、町税並びに地方交付税、それから前年度繰越金を充当いたしております。

以上で概略御説明をさせていただきました。詳細につきましては質疑で対応させていただきたいと思っておりますので、御了承していただきたいと思います。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君）ちょっと二、三点お尋ねしたいと思います。

まず収入の関係でもって、特別交付金ですね。2月決定と思うんですが、それは決定額ですね、最終的には6月の補正かと思うんですが、決定額がわかれば教えていただきたいと思います。

それから、繰越明許費ですね。先ほどの説明では地権者の関係でもって云々というような説明がございましたが、3月にこうして繰越明許費を出すというのは適切な方法かと思います。この中で事業名あたりが、やはり我々の議会側としては、もう少し具体的な路線名を挙げるべきというようなことを、やっぱり常に指摘をなさいたいというような指導もあるわけなんですけど、これは道路新設改良事業というのと、どこの道路を新設改良か、場所もわかりませんのでね、こうしたところを明確にするべきではないかと思います。ましてや繰越明許費につきましては財政的なものが、金融の最終的なのは5月31日が最終日かと思うんですがね、それまでに雨が多いかいろいろな条件でもって事業が延びるということが、繰越明許費のやっぱり原則論ではなからうかと、こういうような感じもするわけですので、その点について何か説明があればお願いしたいと思います。

また、1,050万ですかね、総事業費。これは全然支出はしていないわけですか。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）特別交付税についてお答えさせていただきます。特別交付税の決定は、3月30日、3月の末でございます。（「3月」と呼ぶ声あり）はい。予想といたしましては、私のほうは現在3億ほど見込んでおります。

○議長（村上正弘君）建設課長。

○建設課長（古原典幸君）それでは、繰り越しにつきまして私のほうから御説明をさせていただきます。事業名の路線についてでございますが、これにつきましては様式等がございましてこういう様式になっておりますが、今後、路線名については検討させていただきたいと思いますが、この新設改良事業の路線名は、御存じのように高木線でございます。

続きまして、事業費の内訳でございますが、事業費の内訳につきましては、全体的に19年度お願いしておりました事業費が約110メートルで、うち19年度に66.

3メーターを施工させていただくようにしておりますが、先ほど総務課長のほうから御説明がありましたように、用地及び補償の交渉が一部困難なところがございまして、事業の説明、説得に努めた結果、2月中旬に協力が得られました。この間に不足した日数を考えますと、年度内完了は困難ということでございまして、一部、約47.5メーターの事業費を繰り越しをさせていただくようお願いをしております。

細かい中身について、必要であればお答えをさせていただきますが、工事費につきましては470万円です。用地につきましては135万円、補償費につきましては445万円、計1,050万円の繰り越しをさせていただくお願いでございます。

以上でございます。

○議長（村上正弘君） 亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君） 出納閉鎖が5月31日までですね。そうしたことから見れば、こうした事業ぐらい、事業っちゃおかしいけども、金額云々についてはね、事業費等につきましては、精力的に落札業者が取り組んでやれば、今年度に事業完成するんじゃないかなろうかと、こういうような感じを持ったもんですからね。

以上です。

○議長（村上正弘君） ほかにありませんか。

安元議員。

○5番（安元慶彦君） 歳入のところで、固定資産税が2,000万円ほどふえておりますけども、これは評価がえか何かに基づく結果か。そして、この補正後の額がそっくり20年度の予算の中に見込まれていますね。これはもう大体、安定っちゃおかしいけども、決まったような形の、そういうものになるのかどうか。

それから、交付税の関係ですけども、1億4,500万の補正になっておりますけど、これはもう最終的なものか。留保財源というか、隠し財源じゃないんですけども、この中に国が言っております交付税の算定の基礎として、人口と面積、それからその団体といいますか、地方自治体がいかに汗をかいたか、こういったものがこの交付税の中で参考的な資料になるというようなことも書かれておりますけども、そういったものが含まれてこういう額というものが見込まれているのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（村上正弘君） 税務課長。

○税務課長（小川正知君） 固定資産税についてお答えします。昨年の調定実績にも出て

いるわけでございますけど、企業の設備投資による家屋及び償却資産の増が見込まれます。それと負担調整による土地の標準額の増によるという理由でございます。

以上でございます。

○議長（村上正弘君）安元議員。

○5番（安元慶彦君）評価換えは20年でしたかね。

○税務課長（小川正知君）評価換えは20年でございます。ああ、21年からですね。（「21年」と呼ぶ声あり）はい。

○議長（村上正弘君）いいですか。

総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）交付税につきましては、御承知のように、先ほども茂呂議員のときにお話ししましたように、歳出に伴う財源として充当している部分でございますので、すべて交付分を予算計上しているわけではございません。基本的には、留保財源という形で残るということでございますので、4,000万から4,500万ぐらいはまだ交付税としての財源は保有されているということで御理解をさせていただきたいと思います。

それから、交付税につきましては新型交付税ということで算定の見直しがありました。御承知のように、面積とか人口とかですね。そういうものを反映された交付税となっております。

○議長（村上正弘君）安元議員。

○5番（安元慶彦君）わかりました。

それで、後段のほうで質問をしましたように、汗をかいた自治体と私が申すのは、本町が福岡県下で、2自治体ですか、表彰されましたね。やっぱり、そういった努力の結果というものがあいう表彰ということになっていると思うんですけども、そういう一生懸命汗をかいて地域振興のためにやった自治体については、そういう交付税の中で算定の資料にするんだというようなことがあります。そこら辺をこの中で、20年度に反映されてくるのか、今のこの額の中に入っているか、そこら辺をちょっと聞いただけです。

○議長（村上正弘君）副町長。

○副町長（黒岩一文君）交付税の中に、安元議員御指摘のようなのが2種類あるかと思えます。まず普通交付税についてですが、たしか一昨年だったと思えますけれども、

行革努力による交付税の増額というのがなされておるということで、それは今年度も算入されておりますし、また来年度以降も算入が継続されるものと思っております。あと、安倍首相の時代に打ち出されました「頑張る地方応援プログラム」、これについては、特別交付税で措置するということになっておりますが、先ほど亀頭議員さんの御質問に対しての回答のとおり、特別交付税についてはまだ交付が決定されておられませんので、それについて幾らほど措置されるかというのは未定でございます。

○議長（村上正弘君）安元議員。

○5番（安元慶彦君）それは特交で期待ができるということでもいいわけですか。

○議長（村上正弘君）町長。

○町長（鶴田忠良君）「頑張る地方応援プログラム」につきましては、私どもも企業誘致とかというような、その他の面で努力しているということを国に対して申し上げておりますので、その分、幾ばくかの配慮はあろうかと思っております。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）まず繰越明許費なんですけれども、これは高木線ということで説明がありました。12月の一般質問で、この道路の目的についてお尋ねしましたところ、将来の宅地化、町の発展ということで、当時の新吉の議会ではそういうふうに説明されたんであろうと思います。私の一般質問でも、最初にそういうふうに答えました。それから、その後のやりとりの中で、総務課長の土地の交渉について、なぜ総務課長も動いたのかということについては、当時の合併のときに、移転される方が2軒か3軒あったと思います。その用地の確保のために、ここに道をつくったら分けただけですかという答弁がありました。そこで、この道路をつくる目的が、町の発展よりも将来の宅地化というよりも、その交渉の中でできたのではないかと思います。その点について、採決が迫られるのではっきりお答え願いたいと思います。

それから町長にですね、これは福島議員の質問だったと思いますけれども、地域の要求でなければ中止も考えるという回答があったと思います。これはどういう認識で地域からの要求があったと認識されたのか、お尋ねします。

それから46ページ、9款3項1目13節耐震強度診断の不用額があり、町長も補強の指摘がされたという説明をされました。どのような補強がされているのかお尋ねします。

それから36ページ、4款2項4目7節ごみ収集作業賃金不用額110万8,000円、少し多いように感じるんですが、ごみが少なくなったとも考えにくいんですが、なぜこういう不用額が生じたのかお尋ねします。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）茂呂議員さんの質問趣旨がちょっとよく理解できなかったんですけど、地域発展のための道路、それと私どもが立ち退きに伴います用地交渉をした上で、その道路を、そちらのほうが先行しているんじゃないかということをお聞きしたんですか。地域発展じゃなくて。

○9番（茂呂孝志君）合併の関係でね、当時、あの近所の本庁の駐車場とか、そういう整備するために、いろいろと二、三軒移転してもらったと思います。そういう移転先を確保するために、そういう交渉の中で出てきたものではないかなというふうに私も受け取るわけです。

○総務課長（友岡みどり君）逆でございますね。用地を確保させていただいたことで、地元の要望もございましたので、あそこを道路として新設改良したいということを考えてわけでございます。

○議長（村上正弘君）町長。

○町長（鶴田忠良君）地域の要求とはどういうことかということでございますけれども、端的に言ってですね、地域で私どもが受けるのは、自治会長からの要望にこたえるということでございます、それ以上でもないしそれ以下でもございません。

○議長（村上正弘君）教務課長。

○教務課長（福本豊彦君）中学校の耐震診断の関係でございますが、耐震診断をいたしまして補強が必要ということで、基本的に、強度の低いところに鉄の枠を、スラグを、鉄骨ですね、鉄の枠をはめ込んで補強を行うということで、させていただいております。

○議長（村上正弘君）住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君）ごみ収集の賃金につきましては、民間委託した分について、その分で減った分でございます、一部うちのほうで集める予定でございましたけど、もう全部民間委託いたしましたので、その分が不用になった分でございます。

○議長（村上正弘君）茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）高木線のことについてお尋ねします。私も、地域の要求があったのかどうかということについて、地域の役員さん、あそこはたしか5戸ありますよね。

それで、その方にお尋ねしましたところ、そういう説明も受けていないし要求もしたことがないということを言われるんですよ。ですから、私も不思議に思ったわけですよ。自治会長さんの要求ということであれば、自治会長さん一人の要求かなと私は思うんですが、そこらあたりの説明をやっていただきたいと思うんですよ。

それで、こういうことで、当時合併絡みで、今の庁舎の敷地内に二、三軒あった方の移転先のために御苦労されたと思います。それで、その近所に土地を持っている方にもいろいろ話をした中で、そういう交渉もあったのではないかなと思うんですよ。それは否定していませんからね。ですから、私はそれが主ではなかったのかなと思うんですよ。交渉の産物ではないのかなと私は思うんですよ。そういうところをちょっとはっきりしていただきたいんですよ。はっきり、これは平成17年6月議会ですか、新吉のときからの議会で、たしかこれは承認されていると思います。なぜこんなにかかったのかなと私は思うんですけれど、そういう点をお尋ねします。

それから、ごみの問題で、その民間委託ということがありましたけれど、賃金でやったほうが安くなるのではなからうかなと思うんですが、これは今回も一般廃棄物の収集運搬業務について、昨年よりも少し委託料が上がっているように思うんですが、ではどういう経緯で、平成19年度に予算を組んで、賃金で雇っていた方、どういう理由でやめていただいたのか、その点をお尋ねします。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）高木線の用地交渉でございますが、先ほども御答弁させていただきましたように、移転先の代替地として、一応私のほうは確保したわけです。それに伴いまして、そこの路線については地元より公民館までの道路が欲しいという要望を聞いておりましたので、せつかくであれば、そこは学校にも近い、県道にも近いということで、優良用地でもございますので、町の発展等々を考えますと、あそこに道路が通ったほうがいいんじゃないかということで、後から出てきた問題でございますので、それを条件に用地交渉したわけではございません。それだけは確かでございます。

○議長（村上正弘君）建設課長。

○建設課長（古原典幸君）何でこれまでかかったかという御質問でございますが、道路を建設するには、もう皆さんも御存じのように、まず計画、それから測量、あるいは地権者へのお願い等々を重ねまして、設計、そして工事入札実施ということになりま

すので、平成17年の6月15日に議会のほうで路線の認定議決をしていただきました。その後、委託費の計上、その後設計あるいは用地交渉を重ねてまいりましたが、先ほど御説明をさせていただきましたように、地権者の方への説明、説得に時間を要したために今回繰り越しをさせていただくということで、ある程度の事業につきましては、道路工事等ハード事業につきましては数年かかるというのが通説でございます。これだけの期間を要したということでございます。

以上でございます。

○議長（村上正弘君）はい、どうぞ。

○11番（福島文博君）今いろいろと、合併前の道路の問題について追及されとるようですが、私は一般質問の中でも申し上げたいと思うんですけども、合併前に既に新吉の議会では議決しとるんです。それは間違いありません、今までのとおりで。ところが、用地の関係で、当初はそういう計画でいっと思ったと思うんですが、地元の私としても、非常に住民の声というものを真摯に受けとめて、それなりの努力を執行部はしているわけですから、合併前のことについてぐずぐず言うたらですね、私は今回この大平地区の問題について追及していきたいと思うんです。もう地元としても、非常にそういうものに理解してもらうために、あらゆる手を尽くしておるわけなんです。合併前のことについてやるならば、今後私も追及していきますから。もうやめてくださいよ、そんな終わったことについて。後から言って、これが不遡及の原則というか、後から言ってできるものであればすればいいけど、それなりに執行部も努力をしとるんだから、その辺を評価してですね、終わったことまでまだまだ追及していくなら、今後私も、合併前の大平地区の問題について、十分追及していきますから。こんな終わったことを何遍、いつまでもやるかね。終わったことだろうが。済んだことで、死んだ者を連れてくるわけにいかんだろう。きちっと、その辺はちゃんとせいよ。

○議長（村上正弘君）福島議員から、議員としての意見が出ております。それで私としましても、この件につきましては先般の議会でも同じような質問が出たと思います。それで、先ほどから私も考えておったんですが、再度質問があった場合は、必要かどうかというのは考えたいというふうに思っておりますので、その辺については質問者のほうも十分考慮して、質問をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君） ごみの収集については、18年度と19年度、収集体制が変わっておりまして、18年度については可燃素材、金属素材等については3カ月に1回しか集めていなかったわけですね。それを毎月回収という形になっています。

それから、新しく容器包装リサイクル法の関係で、プラスチック製容器包装、紙製容器包装等を集めるのを始めましたので、そういうのを加味しますと、18年に比べまして、18年にそれを毎月やったとみなしますと、年間約200万程度が安くなっていると考えております。

○議長（村上正弘君） 茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君） もう3回ですから、最後です。高木線を最後に聞きますけれども、自治会長からの要望があったと。集会所、公民館というんですか、その裏口までしてほしいと。ということは、町長も自治会長の意見を受けて、それが地元の要求だと認識するということでありましたから、当時の自治会長の要求であったということで認識してよろしいですか。

○議長（村上正弘君） 町長。

○町長（鶴田忠良君） そのとおりであります。

○議長（村上正弘君） ほかにありませんか。

三田議員。

○4番（三田敏和君） 35ページの最後から、衛生費の委託料が約400万、次のページに一般健診230万、がん検診150万、メタボリック検診24万ということで不用額になっておりますが、一般健診等を含めて、非常に地域に委員さんを配置しながら、予防ということで一般健診を受けるようにということでやっておりますが、こんなに不用が出たという内訳を、どういう理由でこういうふうになったのかお知らせください。

○議長（村上正弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（末松克美君） 19年当初予算につきましては、17年と18年のその実績に基づいて予算計上しておりました。それで、19年度当初、申し込みをとった時点では健診者の数はふえておりましたが、実際、健診をしてみると、その日の都合が悪かったか、そこの内容はわかりませんが、実質は基本健診等は十数名の減額というふうになっております。

それから、がん検診につきましては、予算は下がっておりますが、18年度に比べ

てがん検診の受診者はふえております。

メタボ検診につきましては、1回検査した後に関係者に受診を促しましたが、半分ぐらいしか、これの健康診断を受けなかったと。健康診断といいますか運動ですね、それを改善するための運動、そういったことに参加しなかったということで、24万1,000円の減額というふうになっております。

○議長（村上正弘君）三田議員。

○4番（三田敏和君）一般健診で最初の予約をとって、実際に受けた人が十数名減ったというふうなことでしたが、その十数名がこの金額に当たるというふうなことになるんですか。

○議長（村上正弘君）はい。

○健康福祉課長（末松克美君）先ほどちょっと申し上げましたけど、19年当初予算が18年度の実績と17年度の実績、まあ17年が結構多かったもんですから、その実績に基づいて19年度予算を計上しておりましたので、この分がこの金額ということではございません。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、この議案は反対の立場から討論いたします。

高木線のことなんですけれども、地元の役員さんたちもこの道路のことについて要求もしていないし、説明も聞いていないということでもあります。当時の自治会長さんからあったということでもあります。私もこの道路について必要性を感じていませんので、この議案については反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第1号 平成19年度上毛町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（村上正弘君）日程第7、議案第2号 平成19年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（末松克美君）それでは、議案第2号の説明をいたします。

平成19年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ589万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,793万1,000円とするものでございます。

13ページをお開きください。1款1項総務費で、16万2,000円追加し、1,458万5,000円にするものでございます。ほとんどが不用見込み額による減額でございますが、13節委託料につきましては、本年4月から、70歳から74歳までの人の負担が、現在1割ですが、2割になる予定でございましたが、激変緩和対策ということで、1割のままということで凍結されたためにかかる回収委託料ということで73万5,000円計上いたしております。

それから、14ページをお願いいたします。2款の保険給付費ですが、1,033万円追加し、6億6,336万7,000円とするものでございます。これは実績見込みによる補正でございます。

それから、その下の15ページですが、3款老人保健拠出金ですが、国庫支出金の減額による財源内訳の補正でございます。

それから、次のページをお願いいたします。16ページの4款介護納付金、それからその次のページ、17ページの共同事業拠出金につきましては、確定に伴う補正でございます。

次に、18ページをお願いいたします。18ページ、6款保健事業費ですが、28万1,000円減額し、570万4,000円とするものでございます。この中の13節委託料ですが、特定健診管理用被用者マスター作成委託料として18万9,000円計上いたしております。この分は、特定健診情報は4月以降、国保中央会が管理するようになりまして、全国統一の様式に変更する必要がありますので、委託料を計上いたしております。

それから歳入ですが、一般被用者保険が上がったために、国県の支出金が増額となっております。また、退職被用者保険の給付費が下がったために、支払い基金からの交付金が減額となっております、不足分につきましては一般会計からの繰り入れで基金を充当いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）70歳から74歳までの負担金が1割から2割になるという予定であったということでありますが、据え置きされた。これはいつまでですか。

○議長（村上正弘君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（末松克美君）今のところ、20年度、ことしの4月から来年の3月まで1年間凍結と、今のところはなっております。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第2号 平成19年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（村上正弘君）日程第8、議案第3号 平成19年度上毛町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（末松克美君）それでは、議案第3号を説明いたします。

平成19年度上毛町老人保健特別会計補正予算（第2号）でございますが、今回、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,881万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,087万4,000円とするものでございます。

10ページをお開き願います。1款1項総務管理費で、16万減額いたしまして312万9,000円とするものでございます。13節の委託料ですが、国保連合会への委託料の執行残によるものでございます。

次の11ページをお願いいたします。2款1項医療諸費で、4,224万円減額し、12億1,792万8,000円とするものでございます。1目の医療給付費で、医療費が見込みよりか下がったために、4,374万円減額いたしております。その下の2目医療支給費ですが、はりきゅう、コルセット等の支給件数がふえたために218万円の増額をしております。

次に、12ページをお願いいたします。3款1項償還金としまして、精算により168万5,000円増額いたしております。それから、その下の2目の拠出金ですが、189万9,000円補正をいたしております。この分ではありますが、前年度支払い基金の交付金が、18年度の繰上充用金以外の分を一般会計に繰り入れるものでございます。

それから歳入ですが、医療費が下がったために、支払い基金交付金、それから国県支出金及び一般会計の繰入金を減額いたしております。

以上でございます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第3号 平成19年度上毛町老人保健特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することに決しました。

皆さんにお諮りしたいんですが、もう時間前5分なんですが、あと三つですかね。このまま続けていきたいと思うんですが、いかがですか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) それでは、会議を進めます。

---

○議長(村上正弘君) 日程第9、議案第4号 平成19年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算(第4号)を議題とします。議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(末松克美君) それでは、議案第4号を説明いたします。

平成19年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算(第4号)。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ182万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,894万4,000円とするものでございます。

10ページをお開きください。1款1項総務管理費で、今回156万5,000円減額し、5,726万6,000円とするものでございます。ほとんどが不用見込み額の補正ですが、19節につきましては、豊前築上医師会負担金に不足を生じたので、増額補正をいたしております。

それから、12ページをお願いいたします。2款1項医療費で、今回25万6,000円減額し、1,117万7,000円とするものでございます。この分も不用見込み額の補正ですが、14節の賃借料につきましては、夜間のみ酸素が必要な患者が発生しましたので、今回補正計上いたしております。

歳入につきましては、患者の減少に伴う外来収入が420万円、それから病後児保育をする予定でございましたが、それをする看護師の体制が整わず時期がおくれたためによります減額といたしまして120万円減額いたしております。不足分につきましては、一般会計の繰入金、それから前年度の繰越金を充当いたしております。

以上です。

○議長(村上正弘君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

安元議員。

○5番（安元慶彦君）今、医師というか職員の体制はどうなっていますか。

○議長（村上正弘君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（末松克美君）医師は県からの派遣で1名ですね。それから看護師が3名、それから事務長が1人ですね。それから受付がパートも含めまして3名、それから看護補助員が1名。以上でございます。

○議長（村上正弘君）安元議員。

○5番（安元慶彦君）この13ページの職員数3ですね、これはどういう内訳になるんですか。

○議長（村上正弘君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（末松克美君）この職員数3名は、医師、それから事務長、看護師3名の中の1名、その3名でございます。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第4号 平成19年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（村上正弘君）続いて、日程第10、議案第5号 平成19年度上毛町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）を議題とします。議案内容の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君）議案第5号 平成19年度上毛町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の補正を1万5,000円追加するという形で、歳入歳出それぞれ55

6万2,000円でございます。

10ページをお開きください。歳出で総務費の一般管理費の1万5,000円の追加、旅費でございます。あとは公債費につきまして財源変更を行うという形の予算でございます。財源変更で、諸収入の中、8ページを見ていただいたらわかるんですが、元金収入、利子収入等の貸付金の元利収入が入る予定の予算を組んでございましたが、滞納等により入りませんので、一般会計の繰入金でもってやる分と繰越金の財源を充てたという予算でございます。

以上です。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第5号反対の立場から討論いたします。

借り主が借りたものを返すという意識が薄いので、反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第5号 平成19年度上毛町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（村上正弘君）日程第11、議案第6号 上毛町外一市財産組合の解散についてを議題とします。議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）議案第6号でございます。朗読で説明にかえさせていただきます。

きます。

上毛町外一市財産組合の解散について。

地方自治法第288条の規定により、平成20年3月31日限り、上毛町外一市財産組合を解散する。

平成20年3月11日提出。上毛町長、鶴田忠良。

理由でございます。築上郡上毛町及び豊前市が共有する山林の管理及び処分を共同処理する必要がなくなったため、上毛町外一市財産組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

そういうことで、次のページに資料をおつけしております。共有財産といたしまして、86万4,224平米の山林がございます。これにつきまして、持ち分は豊前市さんが0.4065281、上毛町が0.5934719ということでございますが、これにつきましては、町長の提案理由で申しましたように管理業務ということで、ほとんど事務を行っておりません。そういうことで、行政改革の一環ということもございまして解散をさせていただくということでございます。

なお、今後の事務につきましては、上毛町で引き続いて行う予定になっております。

以上でございます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君）解散する云々についてはわかりませんが、これは総体的な資産ですね、資産といえますか、現金価格等に評価がえすれば、幾らぐらいの金額になるぐらいあるんですか。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）まことに申しわけないんですが、県公造林でございますので、その資産価値については把握しておりません。

○12番（亀頭寿太郎君）以上です。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第6号 上毛町外一市財産組合の解散については原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長(村上正弘君) これから議案の委員会付託を行います。

3月7日議会運営委員会の協議結果を資料として配付しております。運営資料の4ページ、委員会付託表をごらんください。付託案の朗読に際しても、議案名の朗読は省略します。

議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第13号、議案第19号、議案第20号(所管分)、議案第25号、議案第26号、議案第31号、議案第32号、議案第33号及び発議第1号の12件は、総務、産業・建設常任委員会へ。

議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第20号(所管分)、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第27号、議案第28号、議案第29号及び議案第30号の17件は、文教・厚生常任委員会へそれぞれ付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りをいたします。運営資料6ページ、委員会日程表をごらんください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定していただいた日程のとおり決定をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会の開催日は運営資

料、委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 0時05分

平成20年3月11日